

国会公契第 19 号
国官技第 242 号
国営管第 326 号
国営計第 116 号
国港総第 474 号
国港技第 78 号
国空予管第 1005 号
国空空技第 401 号
国空交企第 295 号
国北予第 13 号
令和 5 年 11 月 29 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

令和5年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における
入札・契約業務等の円滑な実施について

令和5年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、令和5年11月29日付け国会公第192号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、今般の補正予算に「防災・減災、国土強靱化の推進」に係る予算が措置されたこと等を踏まえ、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行の観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。なお、円滑な事業執行に向けて、原材料費等の高騰を踏まえた対応については、「直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付け、国会公契第3号、国官技第26号、国営管第37号、国営計第22号、国港総第56号、国港技第5号、国空予管第82号、国空空技第29号、国空交企第17号、国北予第6号）等を踏まえ、価格や工期の設定について、契約変更（いわゆるスライド条項による変更を含む）を含めて適切に対応すること。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和5年4月3日付け国官総第230号、国会公契45号、国官技第399号、国営管第633号、国営計第183号、国北予第50号）による他、次の(1)から(4)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

(1) 一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料（施工計画及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとしていくことができる一括審査方式を積極的に活用すること。

(2) 総合評価落札方式における企業等の評価項目の適切な設定

総合評価落札方式のうち施工能力評価型では、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）及び「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成27年3月16日付け国港総第455号、国港技第106号）において、企業・技術者（以下「企業等」という。）の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業等の施工能力を判断できる項目を適宜設定することとしているところであるが、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる工事成績や表彰を持たない企業等に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、各地方整備局で試行されている実績等にとらわれない評価方式

(直轄実績のない担い手の参入を促す方式等) を積極的に活用し、企業等の評価項目の適切な設定に努めること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号)の規定にかかわらず、令和5年度補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。

(4) 手続期間の短縮

総合評価落札方式の実施における手続期間については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」、「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインの制定について」(平成25年10月24日付け国空予管第329号、国空安保第425号)又は「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」に記載されている標準的な日数によらず、令和5年度補正予算による工事においては、競争性の確保に留意しつつ、事務手続きに要する日数を精査の上で、必要に応じて設定できることとすること。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(7)までにより、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。

(1) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号)に基づき、早期かつ円滑な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定や翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。個別補助事業についても、「施工時期等の平準化の推進について」(令和3年4月21日付け国官会第284号、国官技第13号、国北予第9号)に基づき、施工時期等の平準化に努めること。

また、余裕期間制度については、上記通知を踏まえ、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、原則として活用に努めること。

(2) 円滑な事業執行のための国庫債務負担行為(事業加速円滑化国債)の活用

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業について、着実な事業の実施が求められているところであり、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」(令和

3年11月30日付け国官会第15526号、国官技第214号、国営管第476号、国営計第134号、国港総第455号、国港技第57号、国空予管第596号、国空空技第338号、国空交企第192号、国北予第38号)に基づき、適切に対応すること。また、補助事業についても、「国土交通省所管補助事業における事業加速円滑化国債の活用を踏まえた債務負担行為の活用による円滑な施工確保について」(令和4年9月22日付け国官会第12248号、国官技第182号、国北予第30号)に基づき、適切に対応すること。

(3) 発注見通しの速やかな公表の徹底

令和5年度補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号)及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号)又は「建設コンサルタント等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年9月22日付け港管第2091号、港建第794号)に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。

(4) 発注者間の連携体制の強化等

発注者間の協力体制については、建設業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、発注見通しを統合して公表するなど、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図ること。

(5) 災害復旧に関する工事における適切な入札契約方式の適用等

早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定することが求められる災害復旧に関する工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条第1項第3号、「発注関係事務の運用に関する指針」、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」(平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号。令和3年5月13日最終改正。)及び「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」(令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号)に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずること。

(6) ICTを全面的に活用した工事の推進

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すi-Constructionの推進のため、「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」について」(令和5年3月3日付け国官技第325号、国総公第251号)及び「「港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」について」(令和5年3月31日付け

国港技第 131 号) に示された実施方針、「官庁営繕事業における生産性向上技術の積極的な活用について(改定)」(令和 5 年 3 月 23 日付け国営計第 179 号、国営整第 174 号、国営設第 179 号) に示された活用方針並びに「i-Construction における「ICT の全面的な活用」の実施要領等について」(令和 5 年 3 月 30 日付け国技建管第 17 号、国総施安第 10 号) に基づき、中小企業を対象とする工事を含めて ICT を全面的に活用した工事等を積極的に実施し、建設現場におけるプロセス全体の最適化を図ること。

(7) 前金払及び中間前金払の活用

資金需要の増加を踏まえ、円滑な工事代金の流通によって施工体制の確保を図るため、前金払及び中間前金払の活用推進に取り組むこと。